

第6回 福祉・保育・介護 TF 議事概要

1. 日時：平成20年11月20日（木）11：13～11：38

2. 場所：永田町合同庁舎2階 B（206）会議室

3. 項目：厚生労働省との意見交換

「保育所における自園調理について」

4. 出席者：【規制改革会議】白石主査、鈴木専門委員

【厚生労働省】雇用均等・児童家庭局保育課 課長 今里 譲氏

【規制改革推進室】吉田参事官、鈴木室参事、岩村企画官、事務局

5. 議事：

○白石主査 お忙しい中ありがとうございます。お待たせして申し訳ありませんでした。

保育所における自園調理のところですが、こちらの都合で時間がかなり押しておりますので、頂戴した回答について再度確認、質問させていただくということで、進めてまいりたいと思います。

通知を省令に引き上げた理由については、既にこちらでも把握していますけれども、実際これは特区の評価・調査委員会で、そもそも通知を規則として取り扱っていいのかという議論が背景にあったということではないのですか。

○今里課長 そういう議論も背景にはございます。

○白石主査 それを考えると動かれて、引き上げをされたということなのですね。

○今里課長 引き上げではなくて、解釈を明確にした。通知を省令にという意味で言えば、形は変わったというのは事実です。

○鈴木専門委員 以前通知だった頃は、外搬でやっていた自治体が結構あったわけですが、ここで何か問題が生じたということではないのですか。

○今里課長 というより、私どもとしては、外搬は従来から適切ではないと思っておりましたので、そのときにそういう事態が生じたからということではありません。

○鈴木専門委員 問題が生じたということではないのですね。わかりました。

○白石主査 そもそも保育所において、給食の外部搬入というのは、認定こども園で3歳

以上か、構造改革特区で公立のみということですが、どうして公立のみなのでしょう。ご回答を拝見すると、やはり公立は人件費及びコストが高いので外部化しなければやれないということが書いてあるのですが、なぜ公立だけなのか。

○鈴木専門委員　そもそもこれで理由になっているのかという気がいたします。

○今里課長　私が言うのが適切かどうかわかりませんが、そもそも特区自体が、私どもの認識では実験的にやってみてというところのほうですので、そのときにはやりやすいところということで、実験的にやるというのは私どもの考え方として公立に限定したということなんです。

○鈴木専門委員　なかなか複雑ですけども、これまでに外搬は既に、かなり長年にわたってやられていたわけですね。その中に公立ではないところはなかったのでしょうか。私立でやっていたというところはないのでしょうか。

○今里課長　全般的な実施状況というものは、たしか調査していないですね。

○鈴木専門委員　特区の前の段階の実態調査というのはやっていないのですか。

○伊藤補佐　やっていません。

○鈴木専門委員　それはやられる予定はあるのですか。

○伊藤補佐　私立の方は。

○鈴木専門委員　それまで公立ではないところでやっていたかどうかは、わかるのでしょうか。

○伊藤補佐　一応公立、私立は別ではなくて、全体的な保育所すべてとして現在やっているかどうかという調査はしていますけれども、いわゆる3月以前からというのは実態調査というのはあるんですが、ただ公立、私立は別という意味では把握していません。

○鈴木専門委員　特区は公立に限っているわけですけども、私立で既にやっていたということで、そこに問題がなければ別に私立に広げるということは、論理的には問題はない気がするのです。

○伊藤補佐　そもそも全体として、我々としては自園調理をやってくださいということをお願いをされていて、県にもそういう意味で指導してくださいということをお願いをしています。

したがって、今、私立でやっているところも含めて、外部搬入に関する弊害とかも含めて今やっているところですね。それを踏まえて、私立とかという話になったんだと思います。

○鈴木専門委員　なるほど。ではその調査の結果次第で考えるということですね。

○伊藤補佐　弊害調査をお願いしています。

○白石主査　現在やっているかどうかという外部搬入の実態調査票の中で公私の区分という欄がありますね。

外部搬入をやっている保育所に対しては、子どもへの負担に配慮して適切な指導をお願いしたいと、都道府県に言っていらっしゃるとのことですが、この適切な指導というのは具体的にどういうことなのでしょう。この適切な指導が行われれば、別に公立以外でもOKということですか。

○今里課長　適切な指導というのはどういうことかということ、外部搬入は行わないようにちゃんと行ってくださいということです。

○白石主査　そういうことなのですか。

○今里課長　実験的にやっているというものと、全般的なものをやはり分けて考えなければいけないと思うんですけども、実験的にやっているところで、御説明しましたように弊害調査を見て、弊害がなければ全国化するというのは1つの道筋としてはあり得る話ではあります。

現時点で特区に限って実験的にやっている話でありますので、それ以外のところについては、適切な指導というのはつまり、給食の外部搬入というのは認められていないので、やめるように指導してくださいということになります。

○白石主査　なるほど。今、特区認定で、公立で外搬をやっているところは389箇所、これが限定的ということですか。やはり公立の方が運営コストがかかるというご説明ですけども、でも、その人件費部分については公的などから支出されているわけですから、コストが高いと言われても、それに対する手当はされているわけですね。

○今里課長　そういうことにはなりますね。

○白石主査 食事の単価というのは、そんなに公私で変わるものなのですか。人件費が幾らかによって、給食のコストにはね返ってくるものですか。人件費は人件費、給食費は給食費と分けられているのではないのでしょうか。

○今里課長 給食を自園で行う場合には、当然その調理員さんを自園に置かなければいけません。

○白石主査 調理師はそうですけれども、栄養士は共有できていますね。自園調理の場合と外搬の場合との、1食当たりのコストみたいなものは把握していらっしゃるのでしょうか。

○今里課長 特に調査はしたことはないです。

○鈴木専門委員 公立に限定した特区以外のところは外搬はやめてくださいと指導しているということは、私立で外搬をやっているところは自動的に、これからなくなっていくわけですね。そういう場合に、私立に外搬を認めるべきかといった検証や評価がなされなくなってしまふ気がするのです。

○今里課長 弊害調査というのはいろいろな観点があると思いますけれども、当然メリット・デメリットそれぞれ評価するんだと思うんですが、今おっしゃられましたように、メリット・デメリットが仮に公私に関係なく同じようなところで考えて、そして更に、そのときにメリットが大きくて弊害はほとんどないというような、つまり全国化という道筋になったとすれば、それはその場合に公立に限定するのかどうかということは、また別途考えなければいけなくなると思います。

○鈴木専門委員 わかりました。

○今里課長 これは実験なので公立に限定しているということです。

○白石主査 実験結果がよければ、最終的には対象を広げていく可能性があるかと理解していいわけですね。

○今里課長 それはそうですね。

○白石主査 既に自治体が給食センターと契約している場合が多いため、給食の外部搬入

を行いやすいということですが、例えば私立でも、おなじ給食センターと契約をして搬入をすれば、別に公立と私立の差というのは全くなくなると思うのですが。

○今里課長 ただ、これは特区の内容としてこうなっている話ですので、ここで私どもとしては。

○鈴木専門委員 弊害調査というのは、具体的にどれぐらいの規模で、どういう調査をされているのですか。

○今里課長 すべてのところに対してアンケート調査を行っているのと、それによって弊害はどうかということ。それから、これは毎年やっていますので、それが改善されたかどうか。保護者の側から見てどうかとか、保育の側から見てどうかということを全体にやっているのと、幾つかピックアップして、私どもも実際に行ってヒアリングなどをして実態を見ております。私もこの間広島まで行ってまいりました。

○白石主査 お疲れ様でございます。調査というのは、同じ園で、以前自園調理だったけれども、外搬に変わってどうなったかなど、ベースを統一することにより変化を見ることがはとても大事だと思います。前提条件が違うところで自園と外搬どっちがいいですかと聞いても、お互い経験がないわけですから。そういう科学的な調査をしていただいているのですか。

○今里課長 はい。

○白石主査 では、変わったところがどういう変化があったかということも調査しているわけですね。

○今里課長 つまり、始まった年、2年目とか、厳密に言うと、だんだんそれが進むにつれて、どうなっていったのかということについて、同じ園で比較できるような形の調査にしています。

○白石主査 回答者もほぼ同じということですか。

○今里課長 残念ながら、保護者は毎回同じとは限りません。ただ、それは総体で見るとは思いません。

○白石主査 それはそうですね。外搬の場合はスケールメリットで、例えば、今そばアレ

ルギーとか、卵アレルギーとかいろいろあって、きちんとある程度のロットを確保する方が、適正な調理が行いやすいと思います。自園調理だと、例えば調理員さんの質によって、そばをゆでたものでうどんをゆでてしまったりするという事故なども多発していると聞きますが、食物アレルギーに関しての調査というのはどういうふうにされているのでしょうか。

○鈴木専門委員 調査をしているのですか。

○伊藤補佐 外搬の部分については、保護者に対してアンケート調査をしています。外搬になったことによって、そういった対応ができていのかどうかということも聞いています。

○鈴木専門委員 事実認識としてよく、食物アレルギーの問題があるので外搬はできませんと、必ず保育課から御回答をいただくのですが、むしろ逆だと思うのです。

今、私立の認可保育所はアレルギー問題があるからこそ、彼らはアレルギー児童にはお弁当を持ってきてくれとあって、園では対応していないところが結構多いのです。それから、先ほど主査がおっしゃったように、事故がいろんなところで聞かれるところなのです。

外搬でやる方がセントラルキッチンで規模が大きいですし、調理室も分けてアレルギー児童用の調理器具なりをそろえてやるということなので、むしろ対応しやすいという場合もあります。どっちがどっちとも言えませんけれども、普通に考えたら大きい方がそういったことには対応しやすいだろうと考えるわけで、その辺があぶり出せるような調査をしていただかないと、いつも反論していただく根拠というのがわかりませんので、是非やっていただければと思います。

○今里課長 もう1つここに書いてありますように、アレルギー園児に対するというものだけではなくて、小さな子どもですから、仮に給食センターなどでやった場合に、小学校用のものを単に量を少なくしただけとか、そういうふうになっている場合もなくはないんです。

それはやはり、子どもの発育から見て適切かどうかという観点もありますから、アレルギーだけではなくて、ゼロ歳、1歳、2歳などそういう小さな子どもですので、それが口にするものがどうなのかというのは。

○鈴木専門委員 それが外搬でできないということでもありませんでしょう。

○今里課長 ないです。ですから、それがちゃんとできているのか。ただ、できないということではないかもしれませんが、現実現場でそういう対応しか仮にしていなか

ったとします。それはまだ調査中なわけですが、それはやはり弊害として出さざるを得ないと思います。

○白石主査 たまたま私は昨日、君津に行ったのですが、ある小学校は300人の中の100人が外国籍です。そうするとやはり、地元の教育委員会の方がおっしゃっていたのですが、刑務所でも国籍別にきちんと料理が出されるそうです。例えば、イスラム教の人たちなどは食べられないものがあるので、そういう子たちはみんなお弁当なのです。名古屋でも港区というところは100%外国籍児童の保育園などが公立であって、そういうきめ細かな対応というのが、果たして自園調理でできるのかどうか。やはりアレルギーの問題だけではなく、これから国際化の問題考えたときに、自園調理の限界みたいなところもコスト面と同様に出てくると思うのです。やはり多様なニーズに応えていくということが、今の制度のままでできるのかどうか。

○今里課長 あと、ここには書いていないんですけども、もう1つ観点としては、特区でこういったことをやって、運営コストの観点や、今おっしゃられたような、かえって対応できるのではないかという観点もありますけれども、食育ということが最近非常に言われておりますので、保育所に行っているお子さんで、残念ながら家庭でも調理するところを見なかったりとか、それで育ってしまうというような場合も中にはあったりすると聞いております。そうしたときに、保育所で食べ物がつくられるにおいとか、そういったものを見るということも教育上の効果もあるので、そこも考えなければいけません。

○鈴木専門委員 おっしゃることはすごくよくわかります。前の課長さんからもずっと、おいをかぐのが必要だというのは毎回言われていましたが、でもそれがすごく矛盾していると思うのは、6番で御回答いただいている特例のところなんです。学校に余裕の調理室がある場合にはそれを使ってもいいとか、分園方式だとセントラルキッチンでもいいということになっているわけですが、例えば分園の子どもたちは、においはかげないということになります。

○今里課長 でも分園は本園にたまに見に行けばいいのではないですかね。

○白石主査 それも前からおっしゃっていることです。交流することによっておいがかげる。ただ食育というのは、今、家庭がだめだから、こうした保育施設でやらなければいけないという説も一方あるわけですけども、家庭の機能が崩れているからといって、それをある種、保育所だけでずっと対応していくべきものかどうかという議論もまたあると思うのです。

○今里課長 車の両輪ですね。

○伊藤補佐 あと、外部委託の関係では、例えば多いのが外部搬入だと 300 人とかを一気につくって、例えば当日朝調子が悪くなった子に対応するのが難しいというのもあるわけです。

○白石主査 もちろん調子が悪いお子さんのことは御心配だと思います。でも、そのときはお迎えの電話が来ていますから。

○伊藤補佐 そこまでに至らないような子で。

○白石主査 私も子どもを預けていたときに、少しお腹がゆるいので対応をお願いしますと言ったら、結構社会福祉法人系の保育園は、そういうことはうちではできませんので、それだったら連れて帰ってくださいと言われました。それが現実です。お子さん、保育園に行かれたことありますか。

○伊藤補佐 ないです。

○白石主査 ですね。やはり現場を見ておっしゃっていただきたいと思います。

○伊藤補佐 保育士全員が体調不良児の対応はできていない、と答えている保育所もあります。

○白石主査 そうですね。自園調理をしているところでも限界があるということですね。

○伊藤補佐 外部搬入だからできないと言っているわけではなくて、そういう弊害を減らす仕組みというのでも多分必要。

○鈴木専門委員 それでしたら、両方調査していただかないと。外搬はだめで自園方式で対応できているのかということも一緒にやっていただいた方が公平だと思います。アレルギーの話もそうですけれども、全く対応しないで、家庭任せというのは結構聞くところですので、その辺を御調査いただいた方がいいのではないかと思います。

○白石主査 外部搬入を今までやっていたところまでやれなくしてしまったり、公立以外に認められないとおっしゃる具体的な弊害というのを、もう少し具体的に挙げていただきたいと思います。要するに、お考えになられる質の担保とか食育。外搬よりも自園調理の

方が、絶対いいものができるとお考えなわけですね。

○今里課長 きめ細かな対応ができると考えています。

○白石主査 きめ細かなガイドラインというのは、今里課長にとってどういうものですか。

○今里課長 きめ細かなガイドラインですか。

○白石主査 きめ細かな調理による給食が提供できるということの基準というのは、どういうことですか。

○今里課長 まずは子どもたちがいて、その発達段階に応じるなどです。

○白石主査 それは外搬の場合でも、発達段階において刻みとかペーストとか、きちんと依頼すればできますよね。契約条項の中で年齢別に応じた調理をお願いしますということ。

○鈴木専門委員 そういう意味では、今までやっていなかったから、できない、だめだという論理にはならないと思うのです。依頼すればやるかもしれませんから。

○今里課長 それはそうなのですが、既に非常に困惑しておりますのは、実験を特区でして、必ずしも弊害だけではなくてメリットの方も聞いて、今、進めておりますので、必ずしもその結果を見ないと、いろいろ言えないところもあります。

○白石主査 きめ細かな対応以外ではどういう点がありますか。

○今里課長 あとはアレルギーの観点も双方からあると思います。つまり、自園調理の方がかえって対応できていないという実態もあるのかもしれませんがけれども、そのことと2つですね。

○鈴木専門委員 我々にとってちょっと納得がいかないのは、これは今まで伺った論理からすると、認定こども園でなぜこれを認めているのかというところなのです。これはすごくダブルスタンダードな感じがします。認定こども園だと施設基準の32条の2でいろいろ条件を定めた上で、幼保連携型は認めるということになっている。これで許しているのに、なぜほかがだめなのか、認定こども園でも保育所型はどうしてだめなのかなど、このあたりの整合性というのはどうお考えですか。

○今里課長 認定こども園については、いろいろ見直しをしなければいけないところもあると思うんですけども、新しくつくったときに、こういったいろいろな配慮ができれば、しかも3歳以上であればということで、限定的に実施をしている。特例です。

やはり、幼稚園と保育所、特に幼保連携型であれば、両方一体となってという施設ですので、ここは相応の特例があってもしかるべきだろうという考えです。

○鈴木専門委員 これに関して、評価はされるのですか。これで問題なくできているのであれば、今後どうするかといったような予定はあるのですか。

○今里課長 認定こども園については御存知のように、全般的な運営状況についてといった形のアンケート調査を行っていますけれども、特にこれに特化した調査はしていません。

○鈴木専門委員 この辺の外搬に関しての調査というのは、やっていらっしゃるのですか。

○伊藤補佐 認定こども園に対してはやっていません。

○鈴木専門委員 それはやる必要があるのではないのでしょうかね。

○今里課長 いずれにせよ、認定こども園のことについては、実態をいろいろ定期的に把握していく必要があると思いますので、その中でこのことについても。

○白石主査 あと、既にやっていたけれども、できなくなったところで、運営上の支障があるということは、結果として保護者への負担がかかっているということだと思います。その辺りの実態をお聞きになっていらっしゃいますか。

外搬をしていたところで既にできなくなったところでどういう影響があって、保護者の負担、それこそ食べることができないという食育以前の問題がありますね。

○鈴木専門委員 それまでやってきたところについても、特区が全国展開されてから調査するというのではなくて、是非やった方がいいのではないかと思います。ここに関しては通知でやっていたがために、けがの功名みたいなものですけども、それまではおめこぼしで外搬をやっていた自治体は結構ありますので、既にかかなりの歴史があるので、そこで問題があったかどうかというのは、いい判断材料になるのではないかと思います。

○白石主査 是非、実態調査で公私の別も聞いていただいているので、その細かな分析結

果を後ほど御提出いただければと思います。

○今里課長 はい。

○鈴木専門委員 あと、今後の予定ですが、評価をして展開していくかどうかの判断というのは、どれぐらいのスケジュール感でいらっしゃるのですか。

○伊藤補佐 これは年度内に外部調査をしまして、結果を踏まえてどうするかというのをまた特区の仕組みの中で。

○鈴木専門委員 我々の方にも一応、その弊害調査等の資料を年度内にいただいてよろしいですか。

○白石主査 あと、特区では3歳児未満も可能となっておりますが、一方で、認定こども園は年齢制限があります。なぜ認定こども園だと3歳以上で、特区は3歳児未満も可なのか。より体調を崩しやすい子どもたちまで含めているのかというところについても、また詳しい説明を文書でお願いしたいと思います。

事務局、ほかにありますか。

○事務局 すみません、1点だけ確認させていただきたいのですけれども、外部搬入は基本的にやってはいけないと、自治体から指導していただくようお願いされているということですが、これが守られていない場合の罰則規定は何かあるのでしょうか。

○今里課長 罰則の規定はありません。

○事務局 わかりました。

○白石主査 それでは、時間となりましたので、以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

以上